

ひがしかわ町の株主を募集しています!!

「写真の町」ひがしかわ株主制度とは、東川町を応援する町のサポーター制度です。

東川町への投資(寄付)によって町の株主になることができます。

友人・知人・親類など東川町を応援したいという方をご紹介します!

東川町民も株主になることができます。

あなたのサポートが東川町の未来を育てます。

■株主になる方法は?

対象となる4つのプロジェクトの実施事業の中からあなたが投資したい事業を選び、一株1,000円以上の投資をしていただければ、あなたは東川町の株主です。

※この制度による投資は、寄付として扱われますので寄付金税額控除の対象となります。

【4つのプロジェクト・5つの事業があります】

- 写真文化を守り育てる「写真の町プロジェクト」
- 時代を築く子供たちを育成する「こどもプロジェクト」
- 水資源と地球環境を守る「ecoプロジェクト」
- イコトに貢献する「イコトプロジェクト」

■株主になると

●株主証の発行

ご投資いただくと「写真の町」ひがしかわ株主証が発行されます。



●株主優待があります。

前年1年間に1万円以上投資いただいた株主の方に対し、毎年1月下旬頃に東川産品の株主優待のご案内を差し上げ、5月中旬頃に優待商品をお届けします。

【株主優待基準】

当該年取得株数	優待商品
10株(1万円)以上	金額区分に応じた優待 ※1回の投資額が10株に満たない場合でも、 通算保有で10株を超えた時に初回のみ対象となります。
30株(3万円)以上	
50株(5万円)以上	

●町の公共施設の町民価格利用、キトウシ森林公園ケピンの優待利用などの特典があります。

※株とは東川町に対する社会貢献を表す単位です。

■特別町民に認定

18歳未満など株主とならなくても東川町を応援していただけの町外の方は、申込により「応援町民」となることができます。特典として、応援町民証の発行や、町の公共施設の町民価格利用などの特典があります。

■優遇税制について

東川町への投資(寄付)は、税法により優遇税制を受けることができます。個人の場合は住民税・所得税の控除、企業の場合は全額が損金算入されます。詳細は最寄りの税務署、または東川町税務課(☎82-8211)までお問い合わせください。



◆投資いただく前にお申し込みが必要です。下記、担当へ申込書の送付依頼をするか、ウェブサイトから直接お申し込みください。

【お問い合わせ・お申し込み先】

「写真の町」ひがしかわ株主制度担当(東川町企画総務課 企画財政室内) ▽矢ノ目・平田
〒071-1492 北海道北見市東川町東町1丁目16番1号 ☎0166-82-2111 fax 0166-82-3644
<http://town.higashikawa.hokkaido.jp/kabunushi/>